

2021 年 4 月 30 日

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

投資信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より弊社投資信託商品に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、追加型証券投資信託「東京海上 Rogge ニッポン海外債券ファンド（為替ヘッジあり）（年 1 回決算型）」につきまして、下記の通り、投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

本約款変更へのご理解、および弊社投資信託商品に対し引き続きご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 変更の対象となる投資信託の名称

追加型証券投資信託 東京海上 Rogge ニッポン海外債券ファンド（為替ヘッジあり）（年 1 回決算型）

2. 変更内容および理由

このたび、「Tokio Marine Rogge Asset Management Ltd.」（以下、東京海上 Rogge 社）にかかる弊社と「Allianz Global Investors GmbH」（以下、AGI 社）の合弁契約を解消することに伴い、運用委託先を「東京海上 Rogge 社」から「AGI 社」に変更することとなりました。

変更後、運用委託先は契約上「AGI 社」（所在地：フランクフルト）となりますが、「東京海上 Rogge 社」では従来よりロンドンを拠点とする「AGI 社」のグローバル債券運用の担当チームが兼務の形で運用を行っており、引き続き同チームが運用を行いますので、運用体制、運用哲学および運用プロセスにつきましては、一切変更ございません。

また、信託報酬額につきましては、運用委託先が受ける報酬と委託者（弊社）が受ける報酬の配分率が変更となりますが、ファンドにかかる信託報酬額の総額につきましては変更ございません。

東京海上 Rogge ニッポン海外債券ファンド（為替ヘッジあり）（年 1 回決算型）

投資信託約款の新旧対照表

新	旧
運用の基本方針 2. 運用方法 <略> (2) 投資態度 <略> ③Allianz Global Investors GmbHに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。 <略>	運用の基本方針 2. 運用方法 <略> (2) 投資態度 <略> ③Tokio Marine Rogge Asset Management Limited（東京海上Rogge社）に、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。 <略>
【信託報酬の総額および支弁の時期】 第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の97の率を乗じて得た額とします。 <略> ④ 委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項および第2項に基づいて委託者が受ける報酬から、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年10,000分の27.5の率を乗じて得た金額とします。	【信託報酬の総額および支弁の時期】 第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の97の率を乗じて得た額とします。 <略> ④ 委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項および第2項に基づいて委託者が受ける報酬から、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年10,000分の33の率を乗じて得た金額とします。

（ご参考）

東京海上 Rogge ニッポン海外債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

投資信託約款の新旧対照表

新	旧
運用の基本方針 2. 運用方法 <略> (2) 投資態度 <略> ③Allianz Global Investors GmbHに、運用の指図に関する権限を委託します。 <略>	運用の基本方針 2. 運用方法 <略> (2) 投資態度 <略> ③Tokio Marine Rogge Asset Management Limited（東京海上Rogge社）に、運用の指図に関する権限を委託します。 <略>
【運用の権限委託】 第15条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。 委託する範囲：債券等の運用指図 委託先名称：<u>Allianz Global Investors GmbH</u> 委託先所在地：<u>Frankfurt, Germany</u> <略>	【運用の権限委託】 第15条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。 委託する範囲：債券等の運用指図 委託先名称：<u>Tokio Marine Rogge Asset Management Limited</u> 委託先所在地：<u>英国 ロンドン市</u> <略>

3. 約款変更適用日

2021年4月30日（金）

以 上